

別紙 2

山梨県バス交通ネットワーク再生計画策定調査 業務委託(明許)「公募型プロポーザル方式」提出書類作成要領

1 業務名等

- (1) 業務名 山梨県バス交通ネットワーク再生計画策定調査業務委託(明許)
(以下「対象業務」という。)
- (2) 委託場所 山梨県甲府市丸の内 1 - 6 - 1

2 参加表明書等の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式
様式 1 による。
- (2) 参加資格確認資料記載上の留意事項(様式 2 ~ 様式 4 の 7)
 - 業務従事体制確認調書(様式 2)
 - ・配置予定の管理技術者、照査技術者、主任技術者及び担当技術者を記載すること。
 - ・照査技術者は管理技術者、主任技術者及び担当技術者との兼務は認めない。
 - ・担当技術者は、最大 4 名まで配置できる。
 - ・企画提案書等の提出者以外の企業等に属する者を担当技術者として配置する場合には、当該技術者の所属する企業名等も記載すること。なお、この担当技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。
 - ・担当技術者が管理技術者を兼ねる場合は、当該技術者については担当技術者としての評価対象としない。
 - ・他の企業団体等に対象業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力を受ける相手先及びその理由(企業の技術的特徴)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
 - ・企業体の場合は、業務内容に応じ、各構成員が優れた技術を有する分野を担当しなければならない。
 - 会社概要等整理表(様式 3)
 - 同種業務実績(様式 4 の 1)
 - ・同種業務の実績を 3 件まで記載できるものとする。図表、写真等を引用する場合は 1 件につき、A4 判 1 枚に整理する。
 - 山梨県内における受託実績(様式 4 の 2)
 - ・山梨県内における受託実績を 3 件まで記載できるものとする。図表、写真を引用する場合は 1 件につき、A4 判 1 枚に整理する。
 - 予定技術者等の経歴等(様式 4 の 3 ~ 様式 4 の 6)
 - ・配置予定の管理技術者、照査技術者、主任技術者及び担当技術者につい

て経歴等を記載する。

- ・管理技術者と主任技術者については、手持ち業務として平成27年8月13日現在の全ての発注者によるものを記載すること。(500万円以上の他の業務を対象とする。)プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定済で未契約の業務も手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。

予定技術者の同種業務の実績(様式4の7)

- ・管理技術者と主任技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。(代表的なものを記載すること。)
- ・記載する業務は平成17年4月1日以降に完了・引き渡しを受けた業務とする。
- ・記載した業務への関与について位置づけを明記する。〔管理技術者(若しくは同等の立場)、主任技術者(若しくは同等の立場)及び担当技術者(若しくは同等の立場)の別〕
- ・記載する業務の数は、技術者1名につき1件とする。
- ・企画提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。

JV協定書(特定委託業務共同企業体協定書)(様式5)

- ・企業体として参加する場合、参加表明書提出時には、企業体を組織し、様式5の「特定委託業務共同企業体協定書」を作成し提出すること。
- ・企業体の名称は、「 コンサルタント・ 事務所 山梨県バス交通ネットワーク再生計画策定調査業務共同企業体」とすること。商号の省略使用は不可とし、また個人は氏名を記載すること。

(3) 企画提案書等の提出者を選定するための審査評価基準
 参加表明者の審査評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	備考
	区分	判断基準			
参加表明者 (事業者) の 適 格 性	業務推進体制	業務従事体制	(様式2) 当該業務への従事技術者数 7人以上 6人 5人 4人 4人未満	10	
	成果の確実性	同種又は類似の受託実績	(様式4の1) 平成17年4月1日以降に完了した同種業務実績を、1件以上3件以内で記載する。評価は下記の通り行う。 3件の業務実績を有する 2件の業務実績を有する 1件の業務実績を有する なお、業務実績がない場合は選定しない。	20	
	山梨県情勢に対する精通度	山梨県内における受託実績	(様式4の2) 平成17年4月1日以降に完了した県内業務受注実績を、1件以上3件以内で記載する。評価は下記の通り行う。 (実績について、県発注業務をA、県以外発注業務をBで表現) AAA(県業務実績3件)、AAB(県2件、県以外1件) ABB、AA AB、BBB A、BB B なお、業務実績がない場合は選定しない。	10	

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	備考
	区分	判断基準			
予定技術者の経験および能力	管理技術者	資格要件	(様式4の3) 技術者の資格を下記の順位で評価する。 技術士(当該業務に関連する部門) 土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM 上記と同等と認められる者 なお、上記いずれにも該当しない場合は選定しない。	10	
		経験年数	(様式4の3) 技術者の経験年数を下記の順位で評価する。 経験年数25年以上 経験年数20年以上25年未満 経験年数15年以上20年未満 なお、上記いずれにも該当しない場合は選定しない。	10	
	専門技術力	(様式4の7) 平成17年4月1日以降に完了した同種業務への関与について下記の順位で評価する。 管理技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり 主任技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり 担当技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり なお、該当する業務実績がない場合は選定しない	10		
	専任性	(様式4の3) 手持ち業務の契約金額の合計が4億円以上、又は件数が10件以上の場合は選定しない。 手持ち業務とは管理技術者、主任技術者および担当技術者として配置されている契約額500万円以上の業務とし、プロポーザル等で特定後未契約のものを含む。	数値化しない		
	照査技術者	資格要件	(様式4の4) 技術者の経験年数を下記の順位で評価する。 経験年数15年以上 なお、経験年数15年未満の場合は選定しない	数値化しない	
主任技術者	資格要件	(様式4の5) 技術者の経験年数を下記の順位で評価する。 経験年数20年以上 経験年数15年以上20年未満 経験年数10年以上15年未満 なお、上記いずれにも該当しない場合は選定しない	20		
	専門技術力	(様式4の7) 平成17年4月1日以降に完了した同種業務への関与について下記の順位で評価する。 管理技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり 主任技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり 担当技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり なお、該当する業務実績がない場合は選定しない	30		
	専任性	(様式4の5) 手持ち業務の契約金額の合計が2億円以上、又は件数が5件以上の場合は選定しない。 手持ち業務とは管理技術者、主任技術者および担当技術者として配置されている契約額500万円以上の業務とし、プロポーザル等で特定後未契約のものを含む。	数値化しない		

管理技術者：業務の技術上の管理を行う技術者
照査技術者：業務の節目毎に成果の確認を行う者
主任技術者：業務を主体となって執行する者。主担当者。
担当技術者：業務を補佐的立場で執行する者。副担当者。

資格要件 + 実務経験15年以上
実務経験15年以上
実務経験10年以上
実務経験5年程度

3 企画提案書等の作成・提出に係る事項

(1) 企画提案書等の作成様式

- ・様式6～様式8による。

(2) 企画提案書等記載上の留意事項

業務の実施方針・業務フロー・工程表(様式7)

- ・業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載すること。
 - ・レイアウトの変更は可とし、A4判1枚以内にまとめること。
- 特定テーマに対する企画提案(様式8)
- ・特定テーマごとにA4判4枚以内にまとめること。
 - ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果等を用いてもよい。
 - ・特定テーマ：課題1については、幹線バスネットワークを検討するに当たって必要となる、県内住民・来県者を対象とした幹線バス路線の利用実態及び利用者ニーズに関するアンケート調査の実施・分析方法について、提案を求めるものであり、調査実施に当たっての考え方や分析の手法等について整理し説明すること。
 - ・特定テーマ：課題2については、県が実施する専門家へのヒアリングに際してどのような支援が可能かについて整理し説明すること。
 - ・特定テーマ：課題3については、課題1の結果を踏まえて、幹線バス路線ネットワークを設定するための検討方法について提案すること及びその際に想定される留意事項と対策について提案すること。
 - ・本プロポーザルは、調査及び検討業務における取り組みの手法や考え方等について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。本作成要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案書等又はこの作成要領や別添の様式に示された条件に適合しない企画提案書等については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

参考見積書(様式は任意)

- ・対象業務に係る参考見積書を提出すること。
- ・様式は特に定めないが、特記仕様書に記載された項目により作成すること。ただし、必要とされる項目を追加することも可能とする。
- ・参考見積書は、委託先の特定に際しての参考とする。

企画提案書等は簡潔に記載すること。

提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(3) 業務委託予定者を特定するための評価基準

業務委託予定者は次の基準に基づいて特定される。

参加表明書等、企画提案書等の評価項目、判断基準ならび評価のウエイトは、以下のとおりである。なお、参加表明書等の基礎審査の評価についても持ち越される。

評価項目	評価の着眼点		評価の ウェイト	備 考
	区分	評価基準		
実施方針・ 実施フロー・ 工程表・ その他 (80)	業務理解度	本調査の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価	20	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価	20	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価	20	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価	10	
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価	10	

	評価の着眼点		評価の ウェイト	備 考
	区分	評価基準		
特定テーマ に対する 技術提案 (240)	特定テーマ アンケート調 査の実施・分 析	住民・来県者アンケート調査実施に当たっての考え方	40	
		住民・来県アンケート調査の実施方法	40	
		住民・来県者アンケート調査結果の分析手法	40	
	特定テーマ 専門家ヒアリング の支援	専門家ヒアリング時の支援内容	40	
	特定テーマ 幹線バス路線ネッ トワークの提案	幹線バス路線ネットワークの設定に当たっての考え方	40	
		幹線バス路線ネットワークの設定に当たっての検討方法	40	

評価項目	評価の着眼点		評価の ウェイト	備 考
	区分	評価基準		
業務コストの 妥当性		提示した業務規模とかけ離れている、または提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。		

合 計	440
-----	-----

(4) 企画提案書等に関するヒアリング

以下のとおり行う。

実施場所：山梨県庁 防災新館4階 403会議室(予定)

実施期日：平成27年9月11日(金)(予定)

開始時間：後日連絡する。

出席者：配置予定管理技術者ほか

ヒアリングは、参加表明書等及び企画提案書等に記載された項目について質疑応答を行うものとする。

企画提案書の発表は配置予定管理技術者が行い、質疑の対応は主として配置予定管理技術者が行うものとする。

ヒアリング時の説明は、提出した資料のみを用いて行うものとする。

4 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 参加表明書等(別添-1：様式1～様式4の7及び添付資料)及び企画提案書等(別添-2：様式6～様式8及び添付資料)については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。
- (2) 提出書類について、問合せをする場合があるので、参加表明書等の審査期間である平成27年8月14日(金)から平成27年8月21日(金)までの期間、企画提案書等の審査期間である平成27年9月8日(火)から平成27年9月10日(木)までの期間に問合せが確実に出来る連絡先を様式1及び様式6に明記すること。
- (3) 参加表明書等(別添-1：様式1～様式4の7及び添付資料)及び企画提案書(別添-2：様式6～様式8及び添付資料)については紙媒体により提出すること。なお、紙媒体と併せて電子媒体を提出する場合には、それぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。

5 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書等を提出しなかった者及び企画提案書等の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書等を提出することができない。
- (2) 提出された参加表明書等及び企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、企画提案書等の提出者の選定及び業務委託予定者の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (4) 特定された企画提案書等の内容については、協議の上、対象業務の特記仕様書に反映する場合がある。
- (5) 業務委託予定者として特定された後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 参加表明書等及び企画提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等の県が認める場合を除き、変更することはできない。